

No.276 2017.4.17

# 連帯

学校事務職員労働組合神奈川(がくろう神奈川)-  
横浜市港北区篠原台町36-28-602  
TEL/FAX 045-434-2114 http://gakurou.gjpw.net/

## 勝利の日まで 支援と注目を お願いします!

横浜新人学校事務職員解雇撤回裁判

原告S

私の4年近くにも及ぶ横浜地裁での裁判闘争に、3月23日判決が outcome した。結果は余りにも納得し難い不当判決でした。

勝利を確信してその日を迎えたこと、多くの皆様に惜しみない支援をいただいているので悔しくてなりません。

裁判官に学校事務の仕事に対して理解して頂けなかったのか、それとも横浜市教委と同じように建前だけ

で判決を書いたのかは分かりませんが結果を読んでみて初めから筋書きができていたとしか思えませんでした。このまま負けを認めていては、納得がいかず判決日のその日に控訴を決意しました。

今一度皆様にはお力をお借りすると思えます。

今までのご支援に感謝すると共に今一度お力をお貸しくださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

## 横浜新人学校事務職員解雇撤回裁判 不当判決糾弾!直ちに控訴

「不当判決だ!」裁判長が「原告の請求を棄却する」と判決文を読み上げた途端に満杯の傍聴席から怒りの声が上がった。裁判長は一瞬戸惑った顔つきをしてそそくさと法廷から逃げ去る。3年半に亘る裁判の余りにも呆気ない幕切れ。しかし、Sさんは決意固く直ちに控訴の手続きを行った。

3月23日の判決日、遠く愛知、山梨からも支援の仲間が駆け付けた。予想外の敗訴に落胆は隠せない。

### 怒りの声相次ぐ

判決後休止場会館に場所を移して報告集会を行う。支援の方々からの発言。「裁判所は行政寄りの判断に傾きがちとは思っていたが、ひどすぎる。」

Sさんの失われた青春を返せ!(県共闘)、「勝利判決以外にないと思っていた。一番つらいのは本人、最後まで支援していく」(裁判で職場復帰を果たしたゆうメイト)、「判決はショックだった、涙が出てくる」(労災認定で裁判に訴えている県の林業臨職)、「これを許したら市教委はもっと

事務職員をイジメてもいいんだ、日本全体で労働者をイジメていいんだ、となつてしまふ」(裁判で原告側証人に立つた方)。他に労働相談センター、JAL争議団、全学労連、横校労、全学労組から次々と怒りと支援継続の発言があつた。

3人の弁護士が判決文について批判。実に雑駁な認定に基づく判決だ。被告側の主張べつたり、最初に結論ありきのつまみ食いといふか言いようがない。事実認定と結論に明らかな齟齬がある。控訴審で

は細かな点についてもきちんとして認めさせたい。

### Sさん闘い継続の決意

「控訴状に署名捺印を済ませた。4年間積み上げてきたものを『棄却』の一言で否定されて悔しい。最後まで闘うので

## 共謀罪を廃案に! 共謀罪反対の3つの視点

これからも一緒に闘ってほしい」と決意表明、大きな拍手と激励の言葉に包まれた。

4月6日、控訴手続きを行った。闘いの場は東京高裁に移る。引き続き支援を訴える。

今国会で共謀罪成立を狙う安倍政権。共謀罪を必要とする根拠に挙げる越境的犯罪防止条約は、麻薬売買等マフィアのような国際犯罪を取り締まるもので、国内法で対応可能と言う。本当の狙いは他にありと考へねばならない。改めて、共謀罪反対で確認すべき3つの論点を挙げる。

行為の有る無しに関わらない。意思を犯罪化するもので思想信条への国家の介入だ。人々の安心安全や道徳的価値観を利用して、労働運動や社会運動そのものを犯罪化する。沖繩での不当弾圧を見れば、「罪」とされる行為に政治的意図が強く反映することは明確だ。恣意的にいつでも誰でもテロリストになり得る。

1. 共謀罪がテロ対策立法と位置づけられ、「対テロ戦争」の中で日本政府が「敵」と見なす国の人々が特に標的にされる危険性がある。ヘイトスピーチ横行の日本社会の状況を踏まえれば、共謀罪はテロ対策を口実とした差別的刑事弾圧の手段になるだろう。

2. 「共謀」の犯罪化は、実行

3. 共謀罪は刑罰の厳罰化だが、死刑制度がそうであるように、国家の刑罰権は基本的人権を強制的に奪うものであることを忘れてはならない。貧困や差別という社会構造の問題と犯罪の関係も深い。会期末まで2ヶ月。共謀罪成立を阻もう!

# 「共同学校事務室」等法案 可決成立も… 人員削減に歯止めかける付帯決議

学校事務の共同実施を「共同学校事務室」として法制化する地教法改正や、事務職員の職務を「従事する」から「つかさどる」と改める学教法改正を盛り込んだ法律案が3月、国会で可決・成立した。事務職員の働き方に影響を及ぼしかねない法改正を、無関係な教職員定数改善に乗じて行つたもので、国会審議では疑問の声も。組合の取り組みもあり、付帯決議が併せて可決された。

## 文科省の粗雑な現場認識

「つかさどる」への改正をめぐる文科省は、改正により「学校の事務を事務職員が一定の責任を持つて処理することになる」との国会答弁を繰り返した。文科省の認識によれば、今まで事務職員は一定の責任も持たずに仕事をしていたらしい。

また、予算編成・執行などについて「校内のとりまとめ、確認作業等の細かな対応まで校長や教頭などの管理職が対応してきたものを、今後は事務職員が対応することが出来る」という答弁もある。そうか、今まで私たちは財務事務の細かいところまでやらなくて良かったのか。

## こんな粗雑な現場認識

を国会で堂々答弁していることが驚きであるし、そんな認識を基に作られた法律が学校現場に良い影響をもたらすとも思えない。

## 共同学校事務室は

### 人員削減を広げる

文科省は共同学校事務室のイメージとして「各学校の事務職員が週1回とかあるいは月3回とか一定の期間の中で定期的に集合して共同事務を集約的に行う」と国会答弁している。ではそこでどんな事務をやるのかというと、「備品の共同購入や教職員の給与及び旅費の支給、各種手当の認定業務など」という。しば

## しば突発的に発生する財

務・給与事務に、週1回なり月3回の共同事務のタイミングが都合よく合うと思う事務職員はいまいる。逆に非効率だ。

## それ以上に問題なのは、全国的に事務職員の

欠員・非正規雇用化が進行しており、文科省がそれに何ら有効な歯止めをかけることも無く、それでいて「共同学校事務室」を法制化するという点だ。人員削減や非正規雇用化といった合理化につながるツールである「共同実施」にひとつのモデルを提示し、広げるものに他ならない。事務職員の人員削減合理化を目的として「共同事務室」を進めている東京都の施策を、一般化するこ

## 付帯決議を武器に

法案は教職員定数改善とセット。国会では定数改善は歓迎しつつも、それと何の関係も無い職務規定変更や「共同学校事務室」法制化への疑問が出された。そうした結果、法案は成立したもの

## の「共同学校事務室設置

が事務職員の人員削減につながるらないよう、基本的に一校に一人以上の事務職員の配置を確保すること」との付帯決議が全会一致で可決された。

## がくろう神奈川は全国

学校事務労働組合連絡会議（全学労連）とともに

## 5月1日はメーデーに行こう

### 労働者が安心して働ける世の中を！

もうすぐ5月になる。

5月1日と言えばメーデーだ。労働者の祭典である。

神奈川県労働組合共闘

会議（神奈川県共闘）などが参加する実行委員会は、今年も5月1日にメーデーを実施する。

非正規雇用労働者の増加、労働組合組織率の低下とともに、安倍政権の

## 法制化を阻止すべく文科

省交渉や国会議員要請を行ってきた。何もなければ定数改善歓迎ですんなり通ってしまったであろう法案に、人員削減に歯止めをかける付帯決議がついたことは、取り組みの成果と言えよう。

## 法改正は行われてし

まったが、得た成果は今後の取り組みで最大限活用していかねばならない。特に各地での「共同実施」の導入を阻止しなければならぬ。成果を生かすかどうかは現場の我々の今後の活動にかかっている。

## たならば、100時間未

満での過労死は「自己責任」にされかねない。

## 安倍政権は《戦争ので

きる国づくり》とともに、労働者を犠牲にして《企業が世界一活動しやすい国》を目指している。この国で労働・生活する者の命など眼中にない。私たちは今こそ労働者の権利を自らの手に取り戻し、安心して働ける世の中を作っていこう。

## 過労死根絶！1日8時

間働けば生活できる賃金を！不当解雇を許さない！等々。学校事務労働者の皆さん、私たちとともにこのメーデーに参加し声を上げていきましょう。もちろん、がくろう神奈川はSさん不当解雇撤回も強く訴えます。

## 神奈川メーデー案内

5月1日 (月)

- 10時 集会 (反町公園)
- 11時半 デモ行進
- 12時半 メーデー祭 (沢渡公園)
- 13時半 学習会 (県民センター)